佐賀競馬場 調教走路排水改良工事　特記仕様書

第1章　総則

第1項　適用範囲

本特記仕様書は、佐賀競馬場 調教走路排水改良工事に適用する。

第2項　使用する仕様書等

本工事は設計図書及び本特記仕様書によるほか、次に掲げるもの（以下「共通仕様書等」という）により実施するものとする。

1. 土木工事等共通仕様書（佐賀県　県土整備部、農林水産部及び地域交流部）
2. 土木請負工事必携（九州地方整備局）
3. 土木工事施工管理の手引き（佐賀県　県土整備部、農林水産部及び地域交流部）

※共通仕様書等及び別添特記仕様書中の図書等については、本工事公告時点での最新版を使用すること。

第2章　施工条件

第1項　施工条件

本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、甲乙協議し、契約変更の対象とする。

1）工程関係
- 特別他との調整はないので、部分的な工期の設定はない。
- 通常の施工時間帯で予定している。
- 関係機関等との協議はすべて完了している。
- 余裕工期は見込んでいない。

2）用地関係
- 本工事における借地は予定していない。

3）公害関係
- 場内敷地工事である為、工事に伴う公害防止（騒音・振動・粉塵・排出ガス等）については留意すること。
- 水替、濁水処理等は特段考慮していない。
- 事業損失に係わる事前調査等は考えていない。

4）安全対策関係
- 本工事では、交通誘導員の計上はしていないが、施工状況により必要と判断される場合は、発注者と協議すること。ただし、この事については変更の対象とする。
- 公共・公益施設（鉄道、ガス、電気、電話、水道等）からの施工上の制約はない。
- 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策は、特段考慮していない。

5）工事道路関係
- 資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えている。場内利用者との事故等がないように安全面には特に留意すること。

6）仮設備関係
- 本工事で設置した仮設物については、工事目的物が完成した段階で撤去するものとする。

7）建設副産物関係
- 特にない。

8）工事支障物件等
- 特にない。

9）薬液注入関係
- 薬液注入工法の施工予定はない。

10）その他
- 工事用資機材の仮置きは、特段考慮していない。
- 関係機関・自治体等との近接施工は無い。
- 新技術・新工法・特許工法は予定していない。
- 本工事においては、引渡前に部分使用は予定していない。
- 用水の取水については、特段考慮していない。

第3章 その他

第1項 県産品資材の優先使用

佐賀県リサイクル認定製品に登録されている、溶融スラグ入りコンクリート二次製品に該当する規格については、その製品を原則使用すること。また、認定製品の登録状況により元請業者から新材使用の協議があった場合は、工事打合せ簿により監督員の承諾を得るものとする。

第2項 建設業退職金共済制度の加入について

土木工事等共通仕様書(佐賀県 県土整備部、農林水産部及び地域交流部)
第1章第52節6.建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40 日以内)に、発注者に提出しなければならない。
また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。

建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という)の証紙貼付方式における上記の仕様については、以下の取り扱いとする。

1) 工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合で、あらかじめ発注者に申し出たときはこの限りではない。

2) 請負契約の増額変更や対象労働者の就労日数が当初の予定より増加したこと等により掛金充当に必要な共済証紙が不足する場合は、必要な日数の共済証紙を追加購入し、当該購入に係る掛金収納書を工事完成時までに提出すること。

3) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

4) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、または建退共制度の掛け金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進するこ と。

5) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者において事務処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

第3項 個人情報の取扱いについて

本工事により知り得た個人情報については、本工事の施工のためだけに使用するものとし、それ以外の目的に使用することを禁ずる。
また、個人情報が記載された書類、図面等については、受注者において厳正に管理し、廃棄を行う場合においては、外部に漏洩することがないよう適切に処理すること。

第4項 提案(創意工夫・社会性等)について

受注者は、当該工事において、土木工事施工管理の手引き 様式－34(1)に示す考査項目の「創意工夫」「社会性等」に関して提案するものがあれば、工事打合簿等の書式で実施状況(様式－34(1)(2))により提出することができる。

・提案する案件は、着工前に必ず発注者側と打合せを行うこと。
・着工前の打合せ及び実施後の最終的な提案に際し、実施状況(様式－34(1)(2))を提出する。
・最終的な提案の期限は工事完了時までとし、その内容は明確に記載するとともに必要な資料を添付すること。
・事前打合せした案件の全てが評価されるとは限らないことに留意すること。また、内容や効果等の記載が不適切なものは評価しない。

第5項　対象となる要領等

本工事は、以下に示す要領等の対象工事である。
各要領等に基づき実施すること。

	適用年月日
・ウィークリースタンス実施要領	(R6.4.1)
・工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領	(R3.10.30)
・電子納品運用ガイドライン	(R8.1.30)
・工事一時中止に係るガイドライン	(R2.7.30)
・建設工事設計変更ガイドライン	(H28.2.1)
・設計変更会議実施要領	(R3.10.30)
・工事書類簡素化の手引き	(R4.3.14)
・情報共有システム運用ガイドライン	(R6.8.8)
・熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領	(R3.10.30)
・現場環境改善費試行要領	(R8.4.30)
・建設現場における「快適トイレ」設置試行要領	(R8.7.30)
・地下埋設物・架空線等上空施設の事故防止マニュアル	(H26.1)
・建設現場の遠隔臨場に関する試行要領	(R7.4.30)
・佐賀県「週休2日試行工事」実施要領　（土木工事）	(R8.7.30)
週休2日試行工事（現場閉所）	

第6項　中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「対象資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 対象資材例は以下の通り。
   下記以外の供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサ由来製品についても監督員と協議の上、変更対象とする。

資材名	規格
塩化ビニル管	一般管（VP）など
塗料、塗料用シンナー	錆止め、下塗り塗料など
軽量盛土材	EPSブロックなど
NATM工法用シート	EVA+透水性緩衝材など

3. 受注者は、対象資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

   なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
   ① 対象資材の代替資材を調達した場合
   ② 対象資材の流通経路を見直して調達した場合
   ③ 対象資材を調達した場合（ただし、流通状況を踏まえた調達経費が反映された価格）
4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。